

内野中学校いじめ防止等のための基本方針

内野中学校生徒指導部

1 基本理念

いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、子ども達が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校の実現に向けて取り組む。

いじめは、どの子にも起こりうるという認識に立ち、未然防止とともに早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を、関係機関等含めて連携して進める。

2 基本方針のポイント

○すべての教育活動を通して、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことで、生徒の健全な心の育成を図る。

○いじめは絶対に許さない、見逃さないという強い気持ちを持ち、お互いに認め合い、支え合い、高め合う雰囲気を醸成する。

○生徒の心に寄り添う指導を重視し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

○教職員の言動や態度が、時としていじめを生み出すきっかけや容認される風土をつくることがある。教職員は、誰に対しても公正、公平で温かな支援を常に心がける。

○いじめに対する指導體制を確立し、情報の収集、分析、教育相談、問題行動への対処等を迅速かつ的確に行えるようにする。

○いじめが疑われる場合は、その状況把握に努め、できるだけ多くの情報を生徒、職員より集める。そして、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。また、生徒指導部により、集積・分析を行う。

○保護者、地域、小学校との連携を強化し、中学校区全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

3 いじめ防止に係る組織について

＜校内①＞ いじめ防止校内委員会（生徒指導ミーティング）
終会時に実施し、情報共有と対応について協議する。

構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、不登校未然防止担当

＜校内②＞ いじめ防止対策委員会（臨時）
常任委員は常に情報共有を図るとともに、いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、不登校未然防止担当、特別支援担当、スクール・カウンセラー、教育相談担当、関係教諭、（教務主任、道徳主任、特別活動主任）

＜校外①＞ 内野中学校いじめ防止推進委員会

内野中学校、保護者、地域の代表等が連携して、いじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

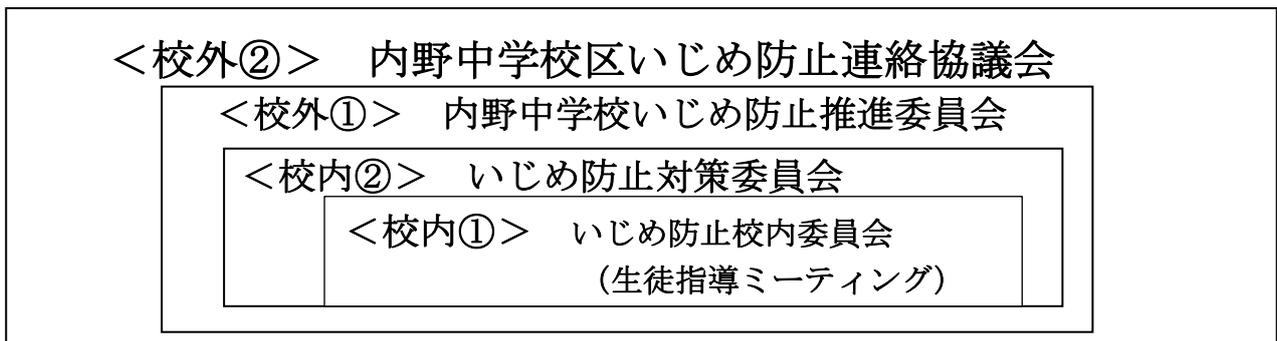
構成員：校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、民生委員児童委員、街頭育成員、内野地区青少年育成協議会、スクールガードリーダー、スクールサポーター、警察（交番）

＜校外②＞ 内野中学校区いじめ防止連絡協議会

内野中学校区の小中学校（内野小学校、西内野小学校、内野中学校）、小中学校の保護者、地域の代表等が連携し、内野中学校区全体でいじめ防止等に向けての取組を充実させ、小中学校9年間の成長過程において健全な心の育成を図る。

構成員：校長（小中学校）、教頭（小中学校）、生徒指導主事（小中学校）、PTA会長（小中学校）、民生委員児童委員、街頭育成員、内野地区青少年育成協議会、スクールガードリーダー、警察（交番）、地域コミュニティ協議会、内野地区自治連、内野地区防犯組合、有識者、

＜組織全体イメージ図＞



4 いじめのない明るく充実した学校生活実現のための取組内容

(1) 特別活動の取組から（学級活動、学校行事、生徒会活動）

<学級活動>

- ・学級活動（班長会議など）の実施。
→継続した RPDCA による目標設定、振り返りの場面を設定する。
その際、努力したこと、できないことができるようになった時は、積極的に賞賛し、次につなげる意欲づけとする。
- ・具体的な学級目標を設定し、集団として有るべき姿や方向性を示し、共通理解を図る。
- ・係活動を通して、生徒の自主性を尊重し、達成感や集団に貢献することの喜びを感得できるようにする。
- ・教師は、主体的な対話スキルを身に付けるよう支援する。ファシリテーション等を活用し、納得解・最適解を導けるようオープンクエスチョンやあいづちなど、相手を否定しない対話トレーニングをし、奨励していく。
→リーダー育成のための研修会を実施する。

<学校行事>

- ・儀式的行事（入学式、卒業式など）を通して、学校生活に有意義な変化や価値づけをして新しい生活の展開への動機づけを図る。
- ・体育的行事（飛翔祭など）を通して、どの生徒の心の中にもある弱さ、誘惑に打ち克ち、目標をもって粘り強く取り組む生徒を育成する。
また、集団としての仲間意識、連帯感を高める。さらに、互いに認め合う人間関係を育成することで、自己有用感を高める。
- ・奉仕的行事（海岸清掃など）を通して、共に助け合うことの喜びを体得し、ボランティア活動として社会奉仕の精神を培う。
- ・学校行事等の際、個や集団で振り返りの場面を設定し、自己の成長や仲間の良さに気づくことができるような場面を設定する。
- ・各行事前に、定期的にリーダーを集め、リーダーシップの育成をする。

<生徒会活動>

- ・生徒会スローガンをテーマに、各委員会で、日常生活を活発化にさせる取組の実施（生活委員会による毎朝のあいさつ運動など）。
- ・月1回の専門委員会の実施。
→継続した RPDCA による目標設定、振り返りの場面を設定する。
- ・生徒の自主性を尊重し、自主的、自発的な活動を通して、ダイナミックな協調性、創造力、企画力を養い、学校全体に活力あふれる向上的な良い雰囲気をつくる。
- ・「いじめ見逃し0集会」を2回以上実施し、いじめを見逃さない当事者意識を高め、人権尊重と望ましい人との関わり方について考えを深める。

(2) 道徳教育の取組から

①重点項目として以下の4点を取り上げて道徳の授業で実施する。

- ・A(1) 自主、自律自由と責任
- ・B(9) 相互理解、寛容
- ・C(15) よりよい学校生活、集団生活の充実
- ・D(22) よりよく生きる喜び

②道徳の時間の指導方針

○道徳の授業を要として、道徳授業の充実を図る。

- ・道徳的価値及び人間としての生き方について自覚を深める。
- ・生徒一人一人の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践意欲と態度の向上をめざす。
- ・体験的な活動と密接に関連させ、指導する。
- ・ティームティーティングや役割演技、写真・VTRの使用、保護者や地域の人材の活用など創意工夫ある指導をする。
- ・「私たちの道徳」を補助的な教材として活用する。
- ・ポートフォリオ形式で学びを蓄積する。

(3) 情報を共有する取組

- ・情報共有と即時対応のため、毎日終学活時に、校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任養護教諭、不登校未然防止担当でいじめ防止校内委員会(生徒指導ミーティング)を開く。
- ・全職員での共有を図るため、週1回、生徒指導ファイル(記録、対応)を配布する。
- ・生徒指導部員間での情報共有と適切な対応についての協議のため、週1回、生徒指導部会を開く。
- ・生徒自身の自己省察と全校生徒の生活の実状を把握するために、月1回程度、いじめ・学校生活アンケートを実施する。
- ・全職員で生徒の状況について把握し、適切な対応に生かすために、年3回、生徒理解会議をもち、情報交換を行う。
- ・個々の生徒の心の状況を把握し、適切な助言をするために、年2回、定期教育相談の実施、随時チャンス相談を実施する。
- ・学年部での連携、学級担任と教科担任との連携による日々の観察を行い、情報を常に共有する。
- ・毎時間の校内巡視を行う。

(4) スクールカウンセラー、外部機関、地域との連携

- ・生徒、保護者へのカウンセリング、および職員に対するコンサルテーションの実施。
- ・教育相談センターや児童相談所、スクールサポーター、または、地域の民生委員や主任児童委員、街頭育成員と連携し、日頃から情報交換を密に行う。

5 年間指導計画

月	行事 生徒会	生徒指導・教育相談		特別活動 (主な予定)	日々の取組
4	入学式 各委員会から 日常活動を活発 にする取組	生徒指導部会 (週 1 回)	生徒指導ファイルの配布 (月 2 回)	RPDCA活動 3 期	<p>○日常の観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年部での連携、学級担任と教科担任との連携による日々の観察。 ・毎時間の校内巡視 <p>○情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終学活時に生徒指導ミーティングを開き、その日に起こったことの情報交換と対応について協議。 <p>○外部との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談センターや児童相談所などの外部機関、また、地域の民生委員児童委員と連携し、日頃から情報交換を密に行う。
5	内野三川 生徒総会 ・いじめ見逃 し0絆集会	いじめアンケート		三川振り返り ピアサポート	
6	総合集中活動				
7		生活アンケート			
8		生徒理解会議			
9	飛翔祭			飛翔祭トラブル克服の指導 ピアサポート 飛翔祭振り返り	
10	輝瞳祭	いじめアンケート		輝瞳祭トラブル克服の指導 輝瞳祭振り返り ピアサポート	
11		定期教育相談			
12		生活アンケート			
1	生徒総会 ・いじめ見逃 し0絆集会	いじめアンケート 生徒理解会議			
2				ピアサポート	
3	卒業式 ↓			卒業式振り返り ↓	

6 いじめ発生時の対応について

1 被害者への対応・・・本人の辛い気持ちを理解し、心の傷を癒す。

- ① 話をうなずきながら共感して聴く。 ② 本人の訴えた言葉を繰り返す。
- ③ 話が混乱している時には、その内容を整理して伝える。
- ④ 分からないことを質問する。 ⑤ 本人が努力していることを認める。

<適切な対応をするために事実確認をすること>

- ・ いつ頃から？（最近？長期？）どんな時に？
- ・ どんなことから？何かのきっかけで？
- ・ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
- ・ どんな方法で？（暴力？無視？物隠し？など）
- ・ 1対1？複数？グループ？だれが？（命令する人は？）

2 加害者への対応・・・いじめは絶対に許さない気持ちを訴える。

「事実をしっかり認めさせる」→「言い逃れはさせない」→「きちんと謝罪させる」
→「人間性を否定しない」→「今まで以上に関わりをもつ」

- ① 事実を明確にする。
 - ・ 何があったか？どんな行動を取ったか？・いつ頃からか？どんな時に？
 - ・ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
 - ・ どんな気持ち？どうむかつくのか？どんな方法で？・1対1？複数？グループ？
- ② いじめを認めたら、相手の身になってよく考えさせ、反省を求める。
- ③ 「このいじめの言動は絶対に許されない」「相手は悩み、苦痛を味わっている」ことに気付かせる。
- ④ 意見が対立する時は「もう一度よく考えて話し合おう」と言って先を急がない。
[軽い気持ち・周囲の雰囲気はいじめた場合]
→深く反省が見受けられる場合は、基本的な指導を行い、相手へ謝罪させる。
[悪質なものと反省の気持ちがない場合]
→いじめの行為の背景(家庭、友達関係、学習等)を十分聞き出し、共感していく。
→間違いを論じ、今後に向けての決意を決めさせ、定期的に振り返りをさせる。

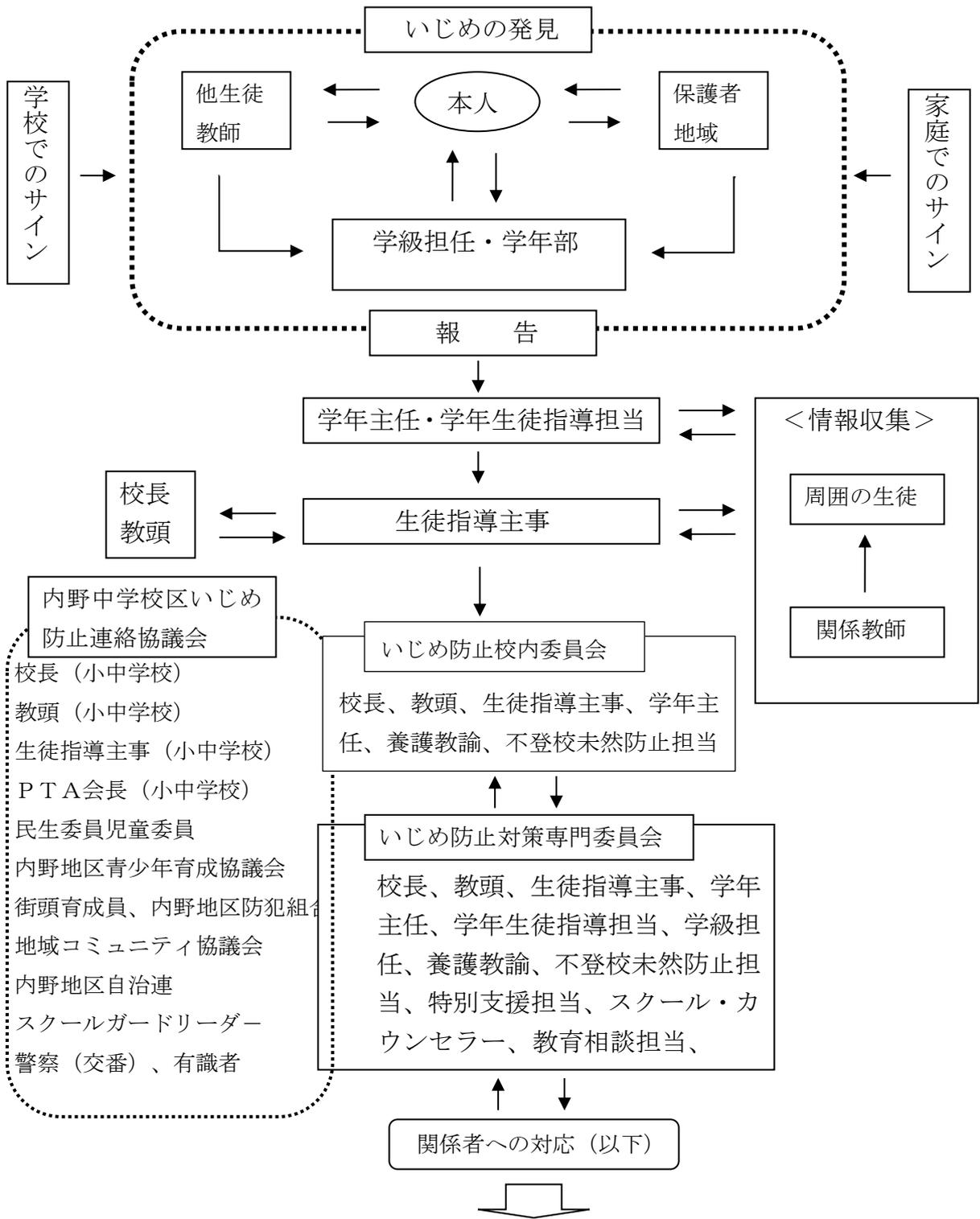
3 傍観者への対応・・・「いじめ見逃し0」の視点から、傍観者も他人事ではなく、加害者と同じであるという気持ちをもたせる。

- ① 「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である。
 - ・ 傍観者も加害者という自覚を深める。
 - ・ 周囲にながされず、人として正しいことを主張する大切さを徹底する。
- ② いじめられる側にも問題があるという受け止めはさせない。
- ③ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる。
 - ・ 他人に優しくしたり、優しくされたりする経験、場面設定を増やす。
 - ・ 学級での思いやりのある行動を取り上げて広める。

4 保護者、関係機関への対応・・・情報を共有し、より良い方向性を相談する。

- ① 保護者への連絡は、事実関係、指導の経緯をていねいに説明する。
 - ・ 被害生徒の保護者には、苦しみを共感しながら説明をする。
 - ・ 加害生徒の保護者には、被害生徒の保護者に連絡をさせる。また、生徒、保護者の気持ちを確認しながら内容によっては謝罪や話し合いの場を設定する。
- ② いじめの内容や頻度によって、該当する関係機関との連携を積極的に図る。

<対応全体図>

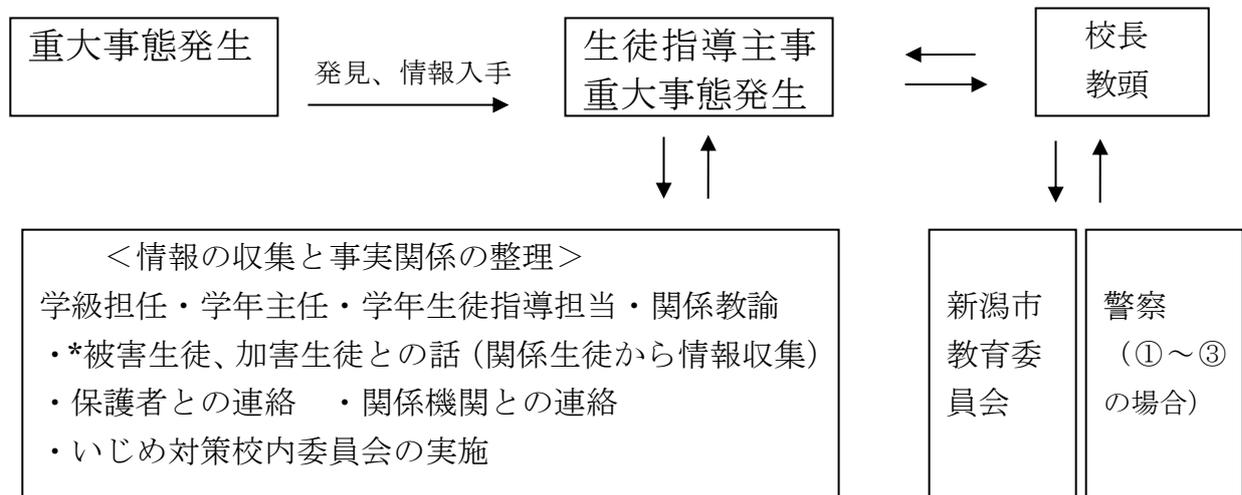


地域マスコミへの対応	保護者への対応	傍観者への対応	加害者への対応	被害者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任 ・ 学年主任 ・ 生徒指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任 ・ 学年主任 ・ 学年部 ・ 生徒指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任 ・ 学年主任 ・ 学年部 ・ 生徒指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任 ・ 学年主任 ・ 学年部 ・ 養護教諭 ・ S C

7 重大事態発生時の対応について

- 1 生徒がいじめを受けたことにより
 - ① 自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 相当期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるとき（「相当期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけではなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）
- 2 対応、調査について
 - ① 事実を明確にすることを目的にいつ、誰がどのように関わったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。
 - ② 調査については、新潟市教育委員会の新潟市いじめ防止対策等専門委員会によって行う。学校は、客観的な事実関係を速やかに調査し、情報を新潟市教育委員会へ提出する。

<対応全体図>



*被害生徒について

①被害生徒からの聴き取りが可能な場合

学級担任、または学年部職員から、いじめの状況について、ていねいな聴き取りをする。また、周囲の生徒に対してもアンケートや聴き取りを行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

②被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望を・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、適切な方法で調査をすすめる。